

毎週火、金曜日発行（但休日等当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 牛の肝てつ検査及び駆除
牛のピロプラズマ病検査
牛及び馬の炭そ予防注射
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
職員の特別勤務手当の支給に関する規則
の一部改正
- ◇告示 職務の等級に分類される職に関する規則の
一部改正
- ◇公告 二級建築士資格試験実施要領
宅地建物取引員試験の実施要領

告示

鳥取県告示第百六十六号

次のように牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから家
家伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六
条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をう
けることを命ずる。

昭和三十五年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内の
ものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法
肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月十一日	西伯郡淀江町北尾	北尾家畜検診所

十二日	稻吉	稻吉
十三日	富繁	富繁
十四日	本宮	本宮
十五日	大山町佐摩	佐摩
十八日	中山町二本松	二本松
十八日	大山町坊領	坊領
十九日	中山町林ヶ峰	林ヶ峰
十九日	大山町蔵岡	蔵岡
二十日	名和町下大山、富長原	下大山、富長原
二十日	大山町前	前
二十一日	名和町新渡道	新渡道
二十一日	大山町飯戸	飯戸
二十二日	名和町上光徳	上光徳
二十二日	大山町明間	明間
二十三日	名和町上大山、門前	上大山、門前
二十五日	陣構、沙貝原、陣構、沙貝原	陣構、沙貝原
二十五日	新高田	新高田

鳥取県告示第百六十七号
 次のように牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年四月八日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の目的 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法
 肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
 肝てつ駆除……ヘキサクロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月十一日	日野郡溝口町御原、下代、上代地区	御原、下代、上代家畜検診所
十二日	池田、畑地、間地地区	池田、畑地、間地
十三日	焼杉、上の名、二部地区	焼杉、上の名、二部
十四日	福島、福越、福吉地区	福島、福越、福吉
十五日	三部の一及び二藤屋地区	三部の一及び二藤屋
十八日	日野町舟場、三谷、貝原地区	舟場、三谷、貝原
十九日	根雨、板井原、金持地区	根雨、板井原、金持
二十日	高尾、濁谷、三栗地区	高尾、濁谷、三栗
二十二日	秋縄、三土地地区	秋縄、三土
二十五日	野田、津地、安原地区	野田、津地、安原
二十六日	添原、下榎、下本郷地区	添原、下榎、下本郷
二十七日	本郷、小林地区	本郷、小林

鳥取県告示第百六十八号

次のようにヒロプラズマ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを

命ずる。

昭和三十五年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 一 実施の目的 ヒロプラズマ病予防のため

- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法
血液塗まつ検査

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月八日	日野郡日南町石見	石見家畜検診所
九日	" "	" "
十日	" "	日野上
十一日	" "	多里
十二日	" "	大宮

鳥取県告示第百六十九号

次のように牛及び馬の炭そ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六

条の規定により、牛及び馬の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 炭そ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
炭そ予防注射：牛及び馬。ただし、生後四月以内並びに分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法
炭そ第二予防液皮内注射法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月十八日	東伯郡中山町下中山	下中山家畜検診所
十九日	" "	上中山
二十日	" "	赤碓町赤碓

二十一日 " " 安田 安田 "

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和三十五年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年四月八日

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄
- 一 日時 昭和三十五年四月十一日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 昭和三十五年度公明選挙常時啓発事業計画について
その他

人事委員会規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年四月八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「及び第二十一条」を「、第十九条及び第二十二條」に改める。
- 第二条の次に次の一条を加える。
（社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当）
- 第二条の二 社会福祉業務従事職員の手当は、条例第七条第一項に定める指導に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第七条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。
- 第三条中「十二円」を「、条例第十条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額」に改める。

第四条第二項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第九条の二の次に次の三条を加える。

(種雄牛馬取扱作業従事職員の手当)

第九条の三 種雄牛馬取扱作業従事職員の手当は、条例第十八条の二第一項に定める作業に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、条例第十八条の二第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。

(県費負担教職員の手当)

第九条の四 県費負担教職員のうち条例第十九条第五項の人事委員会の定める職員は、二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き一週間以上担当する教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- 一 職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十八号)に基づき給料の調整額を受ける者
- 二 二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学

級における一週間の担当授業時間数(標準的な週における週間の各教科又は道徳の授業の担当時間数の合計時間数により算定するものとする。以下同じ。)がその者の当該週間の担当授業時間数の二分の一に満たない者

三 二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が一週間につき十二時間に満たない者

2 条例第十九条第五項に規定する授業又は指導は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 各教科又は道徳の授業
- 二 児童会活動、学級会活動及びクラブ活動等の特別教育活動又は儀式、学芸的行事、保健体育的行事、遠足、学校給食、修学旅行等の学校行事の指導
- 三 前二号のために必要とされる指導計画及び指導案の作成、教材及び教具の準備、児童生徒の成績物の処理並びに指導要録の作成等
- 四 学校の教育計画に基づいて、夏休みその他の休業

日において行う林間学校、臨海学校等の施設における指導

五 前四号の授業又は指導に係る講習会、研究会等の受講

3 条例第十九条第五項及び第六項各号に規定する学級は、県費負担教職員が現に授業又は指導に従事した日における当該学級の児童又は生徒の在級する学年の数により区分するものとする。ただし、小学校(分校を含む。)の第一学年から第六学年までを一学級として編成する学級のうち、一の学年の児童が在級しない場合についてはこれを在級するものとみなして条例第十九条第六項第一号に定める手当を支給する。

4 多学年学級担当手当は、次の各号の一に該当する日には支給しない。

- 一 勤務を要しない日及び休日(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号。以下「勤務時間、休暇等に関する条例」という。))第五条の規定により代休を与える

られた日を含む。)ただし、特に勤務を命ぜられた日を除く。

二 勤務時間、休暇等に関する条例第六条第一項第二号及び県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十九号)第三条及び第四条第二号から第二十八条までに該当し、勤務しなかつた日

三 勤務しないことにつき、市町村教育委員会の承認のなかつた日

四 休職又は停職を命ぜられた期間中の日

五 出張期間中の日(第二項第二号、第四号及び第五号に基づき出張する場合を除く。)

六 夏休みその他の休業日(臨時休業日を除く。)(中における児童又は生徒の出校日及び第二項第二号、第四号及び第五号の規定に該当した日以外の日)

(麻薬取締業務従事職員の手当)
第九条の五 麻薬取締業務従事職員に対する条例第二十一条第一項の規定は、麻薬取締員が麻薬取締法(昭和

二十八年法律第十四号（第五十六条第一項の規定に基づき、麻薬取締官に協力した場合を含むものとする。第十号中「（別記様式第一ないし様式第十一）」を「

（別記様式第一から様式第十四まで）」に改める。様式第2を次のように改める。

様式第2

（ 月 分 ）		所属	職	氏			
日	曜	所属長印	直接監督印	伝染病発生の場合	伝染病の種類	従事者印	備考
1							
2							
30							
31							
計	条例第6条	日	1日につき30円			円	支給額

- 備考 1 所属長とは、本庁にあつては課長、摩にあつては摩長をいう。
 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、摩にあつては摩の課長又は係長をいう。
 3 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

様式第3を次のように改める。
様式第3

（ 月 分 ）		所属	職	氏			
日	曜	所属長印	直接監督印	訪問した世帯数	訪問に要した時間	生活指導の内容	備考
1							
2							
30							
31							
計	条例第7条第2項	日	1日につき	48円			
	規則第2条の2	日	〃	48円の	60		
				100			
					円		支給額
					円		円

- 備考 1 所属長とは、本庁にあつては課長、摩にあつては摩長をいう。長又は係長をいう。
 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、摩にあつては摩の課長又は係長をいう。
 3 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

様式第5中

円 12円

円 24円の

を 改める。

00339

様式第6を次のように改める。

(月 分)		所 属 部 課	職 名	氏 名
細菌検査業務従事職員特殊勤務実績簿				
日	曜	所 属 長 印	直 接 監 督 者	備 考
1			自 呈	
2				
30				
31				
計	条 例 第 11 条 第 2 項	日	1 日 に つ き 24 円	円
	規 則 第 4 条 第 2 項	日	24 円 の $\frac{60}{100}$	円
				支 給 額
				円

備考 1 所 属 長 と は、本 庁 に あ つ て は 課 長、廳 に あ つ て は 廳 長 を い う。又 は 保 長 を い う。
 2 直 接 監 督 者 と は、本 庁 に あ つ て は 係 長、廳 に あ つ て は 課 長 を い う。
 3 所 属 長 は、必 要 に 応 じ て の 様 式 に 所 要 の 事 項 を 加 え、又 は 縦 書 と す る こ と が で き る。

様式第8中

1件につき20円

を

1件につき25円

と改める。

00341

様式第9を次のように改める。

様式第9

(月 分)		所 属 学 校 名	職 名	氏 名
教育職員特殊勤務(面接指導、兼務)実績簿				
日	曜	学 校 長 印	面 接 又 は 兼 務 時 間	備 考
1				
2				
30				
31				
計	条 例 第 16 条 第 5 項	時 間	1 時 間 に つ き 70 円	円
	第 7 項	時 間	70 円	円
				支 給 額
				円

備考 1 勤務の区分とは、条例第16条第5項および同条第7項の区分をいう。

2 学校長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

様式第10備考3中「規則第9条各号」を「規則第9条第1項各号」に改める。

様式第11を様式第13とし、様式第10の次に次の様式を加える。

様式第11

00341

（ 月 分 ）		所属	職名	氏名
種痘牛馬の取扱作業従事職員特殊勤務実績簿		部課		
日	曜	所属長印 直接監督 者	従事した時間	従事者印 備考
1				
2				
30				
31				
計	条例第18条の2第2項	日 1日につき	30円	円
	規則第9条の3	日	〃 30円の 100	円
				支給額
				円

- 備考 1 所属長とは、本庁にあつては課長、庁にあつては庁長をいう。
 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、庁にあつては庁の課長又は係長をいう。
 3 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

00342

様式第12

（ 月 分 ）		所属		職名	氏名
県費負担教職員特殊勤務（多学年学級担当）実績簿		学校名			
日	曜	学校長印	勤務の区分	学校編成の状況	勤務の内容
1					
2					
30					
31					
計	条例第19条第6項第1号	日	1日につき	48円	円
	〃 〃 第2号	日	〃	36円	円
					支給額
					円

- 備考 1 勤務の区分とは、条例第19条第6項各号の区分をいう。
 2 勤務の内容は、規則第9条の4第2項各号に規定する区分に従つて記入するものとする。
 3 学校長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

改正後の様式第13の次に次の様式を加える。
様式第14

月分		所属	職名	氏名
産業取組業務に従事職員特別勤務実質簿		部課		
日	種	所属長印	直接監督者印	従事した職務の概要
1				備考
2				
30				
31				
計	条第21条第2項	日	1日につき給料月額	円
			0.12	支給額
			25	円

備考 1 所属長とは、課長、直接監督者とは係長をいう。

2 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は統書とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。ただし、種雄牛馬取扱作業従事職員の手当に関する規定は昭和三十四年四月一日から、県費負担教職員の手当に関する規定は昭和三十四年九月一日から適用する。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年四月八日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

行政職等級区分表中

係室主任	副守衛主任
車庫長	交代室主任
分庫長	小使、技術長
守衛長	事務吏員、技術長
船守長	吏員をもつてある職

を

係室主任 船守長
タイピスト主任 事務吏員、技術吏員をもつてあて職

に、

技 工 事務吏員、技術吏員をもつてあて職

を

事務吏員、技術吏員をもつてあて職

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定による昭和三十五年度二級建築士資格試験を次の要領により実施します。

昭和三十五年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年二級建築士資格試験実施要領

第一 受験資格

昭和三十五年六月十一日までに次の各号の一に該当する者

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業をした後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者
- 三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び

技能を有すると認めたる者

四 建築に關し七年以上の実務の経験を有する者

備考 なお、外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材工藝その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については、二級建築士試験受験資格認定基準（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号）によつて個別に審査され、受験資格を認められることがあります。

第二 申込手続

一 申込期間

昭和三十五年四月十一日から同年四月三十日まで（郵送の場合は、この期間の印のあるものに限ります。）

二 申込みの方法

(1) 申込関係用紙の請求先
県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所（以下「土木出張所」といいます。）

(郵送で請求する場合は、表に(二)級建築士試験申込用紙請求」と朱書し、所要の郵便切手をはつたあて先明記の返信封筒を必ず同封してください。)

(2) 申込書類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出してください。

(イ) 実務経歴書

(ロ) 受験票

(ハ) 証明書その他の書類

受験資格があることを証明する書類（これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類）

又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

(ニ) 写真（受験票にちよう付すること。）

申込前六月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦五・五センチメートル横四センチメ

ートルのもの

(3) 受付

県建築課及び土木出張所で受け付けたときは、受験票に受験番号と係員の印を押して申込者に渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験の期日及び時間割

第一日 六月十一日（土曜日）

午後二時から 建築施工

午後三時三十分まで

午後三時四十五分から 建築法規

午後五時十五分まで

第二日 六月十二日（日曜日）

午前九時から 建築構造

午前十時三十分まで

午前十時四十五分から 建築計画

午後零時十五分まで

午後一時から 建築設計製

午後五時三十分まで

備考 昭和三十三年以降の二級建築士試験に一科目

以上の合格点を得てその科目の試験の免除を受けるものは、残りの科目の試験だけを受けてください。

二 試験の場所 鳥取市東町二丁目

鳥取県立鳥取西高等学校

三 携行品

- (1) 受験票
- (2) 建築関係法令（解説を付したものを除きます。）
- (3) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル、三〇センチメートルの物指
- (4) 昼食
- (5) 上ぞうり

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、県建築課において公告し、試験の科目のうち、一科目以上の合格点を得たものには、その旨本人に通知します。

発表の期日は、昭和三十五年八月上旬の予定です。

注意

(1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは、直ちに県建築課へ連絡してください。

(2) 詳細については、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、同法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）、同法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）を参照の上、不明の点は県建築課又は土木出張所に問い合せてください。（通信による場合は、所要の郵便切手をはつたあて先明記の封筒又は葉書を同封のこと。）

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）

第十一条の三第一項の規定により、宅地建物取引員試験を次の要領により実施する。

昭和三十五年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

宅地建物取引員試験実施要領

一 試験の期日 昭和三十五年五月二十九日午後一時か

ら三時三十分まで

二 試験の場所 倉吉市堺町 鳥取県立倉吉東高等学校

三 試験の方法及び内容

宅地建物取引業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定するため、次に掲げる事項について筆記試験を行なう。

- 1 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- 2 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- 3 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- 4 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- 5 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- 6 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

〔注〕 試験場に法令集（解説書を除く。）の持込

みを許可する。

四 受験手続

受験希望者は、次に掲げる書類を提出すること。

- 1 受験票（所定の用紙）
- 2 受験申込書（所定の用紙）
- 3 写真（受験前六月以内に無帽で正面上半身を撮影した縦五・五センチメートル、横四センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。）

〔注〕 受験票及び受験申込書を必要とするときは、返信用切手を同封し、受験申込受付場所に請求すること。

五 受験手数料

五百円の鳥取県収入証紙（もよりの山陰合同銀行本支店又は鳥取県収入証紙小売さばき所から購入すること。）を受験申込書にはりつけ、消印しないこと。

六 受験申込みの受付期間

昭和三十五年四月十五日から四月二十八日まで（当日

の消印あるものは有効)

七 受験申込みの受付場所

鳥取市東町一丁目 鳥取県土木部建築課

倉吉市巖城 倉吉土木出張所

米子市久米町 米子土木出張所

八 合格者の発表

昭和三十五年七月の予定

昭和四年四月十五日(第三種郵便)可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所
鳥取市 鳥取県印刷所